

経 済 産 業 省

平成 24・03・12 貿局第 2 号
輸 出 注 意 事 項 第 1 0 号
経 済 産 業 省 貿 易 経 済 協 力 局

「配合飼料の輸出承認について」（平成 1 8 年 3 月 2 9 日付け平成 1 8 ・ 0 3 ・ 0 9 貿局第 2 号・輸出注意事項 1 8 第 6 号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成 2 4 年 3 月 2 6 日

経 済 産 業 省 貿 易 経 済 協 力 局 長 厚 木 進

「配合飼料の輸出承認について」の一部改正について

「配合飼料の輸出承認について」（平成 1 8 年 3 月 2 9 日付け平成 1 8 ・ 0 3 ・ 0 9 貿局第 2 号・輸出注意事項 1 8 第 6 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

「配合飼料の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○配合飼料の輸出承認について（平成18・03・09貿局第2号・輸出注意事項18第6号）

改 正 後	現 行
1（略） 2 適用品目 適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の29の項の中欄に掲げる飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する施行令（昭和51年政令第198号）第一条第一号及び第二号に掲げる動物の配合飼料とする。 <u>削除</u> <u>3 輸出承認の申請</u> （1）（略） （2）輸出承認申請の際の添付書類 ①（略） <u>削除</u> ② メーカーの原料配合割合表の写し1通 <u>4 輸出の承認</u> 輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、国内需給を勘案の上、行うものとする。	1（略） 2 適用品目 適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の29の項の中欄に掲げる配合飼料とする。 <u>3 輸出規模の設定</u> （1）貿易経済協力局長は、養魚用飼料(粗たん白質を37%以上含有し、魚粉を使用しているものに限る。)について必要と認める場合には、各年度ごとに輸出承認を行う輸出規模を数量で設定することができる。 （2）貿易経済協力局長は、必要と認める場合には、輸出規模の変更を行うことがある。 <u>4 輸出承認の申請</u> （1）（略） （2）輸出承認申請の際の添付書類 ①（略） ② 養魚用飼料にあつては、メーカーの分析表の写し1通又は第三者機関による分析を証明した書類の写し1通 ③ 養魚用飼料以外の配合飼料にあつては、メーカーの原料配合割合表の写し1通 <u>5 輸出の承認</u> （1）養魚用飼料 輸出の承認は、当該申請に係る数量が上記3により設定された数量の範囲内であること及び当該申請が上記4に従って行われたものであることを確認の上、行うものとする。 （2）その他の配合飼料 輸出の承認は、当該申請が上記4に従って行われたものであることを確認し、国内需給を勘案の上、行うものとする。